

消費生活センターって どんなところ？

消費生活相談

商品・サービスの契約トラブル、悪質商法、架空請求、多重債務（借金の返済に関するこ）など、消費生活に関する相談を受け付けています。

043-207-3000

月～土 9:00～16:30（祝日・年末年始除く）

インターネット
消費生活相談



- ・消費生活相談は行政サービスですので無料です
- ・個人情報は守られます
- ・専門の資格を持った相談員が丁寧に対応します
- ・事業者からの相談、個人間トラブル等は対象外です

くらしの巡回講座

自治会の集まりや地域のイベント、会社の研修、学校での授業など、さまざまな場に講師が伺い、暮らしに役立つ消費生活の知識や最新のトラブル事例を分かりやすくお伝えします。身近なところでご希望のテーマに合わせて開催できます。



講座テーマ例 「悪質商法の手口と対処法」
「キャッシング決済とローン・クレジット」
「知っておきたい！製品事故に関する豆知識」

ちばし消費者応援団

消費者教育に関心があり、活動を行う個人・団体を支援します！



～登録者特典～

- 情報紙を無料でお届けします。
- 講義や料理実習などで消費生活センターの施設を無料で利用できます。

申込方法等 詳細はこちら [ちばし消費者応援団](#)



講座・講演・イベント

生活に身近なテーマを取り上げ、専門家による講座を開催しています。



受講者募集 お金について学べる消費生活講座

お金が貯まる人が実践している共通ルール

お金の増やし方・使い方（入門編）

お金が貯まる人には共通しているルールがあります。効果的な支出削減を行い、自動的に貯まる仕組みを作ること。ただ、お金は“いま”的幸福度を高めるためにも、使ってこそ価値があるはず。

本講座では、お金の「増やし方」と「使い方」をお話しします。

開催日時 1月24日(土) 10:00～11:30

会 場 生涯学習センター 2階ホール

定 員 150人（多数の場合抽選）

講 師 須藤 太希さん

CFP®認定者（ファイナンシャル・プランナー）、日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）、株式会社Money&You代表取締役、中央大学客員講師



参加費無料

申込方法 1月15日(木)必着



電子申請 詳しくは、[千葉市 消費生活講座 お金](#)

往復はがき 以下の必要事項を記載

- ①講座名
- ②氏名およびフリガナ
- ③郵便番号・住所（市外在住の方は、在勤・在学地の区名も記載）
- ④電話番号
- ⑤参加人数（就学前児が保護者の膝上に座る場合は、参加人数に含まない。）
- ⑥保護者の膝上に座る就学前児の人数と年齢

申込先 〒260-0045 中央区弁天1-25-1 消費生活センター

☎ 207-3602

同時開催 無料体験相談会



時 間 11:45～12:35

定 員 先着12組

申込方法 当日9:30から、2階ホールで受け付け